

令和5年度ChaOIプロジェクト推進事業費補助金公募要領

令和5年1月9日
静岡県お茶振興課

1 目的

リーフ茶の需要の減少や担い手の減少と高齢化、傾斜地等での耕作放棄地の増加など本県茶業が困難な状況に直面している中で、茶の生産者、流通販売業者、観光業者、食品企業等様々な業種により構成されるCha Open Innovationフォーラム（以下「ChaOIフォーラム」という。）会員が、複数の主体による協働のもと、静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出に資する取組を促進する経費の助成等の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展を推進することを目的とします。

2 補助の対象

有機栽培適性茶品種転換支援事業

県内の茶業者が有機栽培拡大に向けて、有機栽培に適する品種への転換に取り組む事業

3 事業実施主体

ChaOIフォーラム会員である茶苗木販売業者

4 補助率

区 分	補助率	補助額の上限
有機栽培適性茶品種転換支援事業	1/2 以内	90 円/本

5 事業実施期間

交付決定日から令和6年3月末日まで

6 応募の流れ

(1) ChaOIフォーラム会員へ申請（未申請の場合）

（本補助事業はChaOIフォーラム会員を対象としたものであるため、応募するためにはChaOIフォーラムの会員である必要があります。）

(2) 計画書の提出

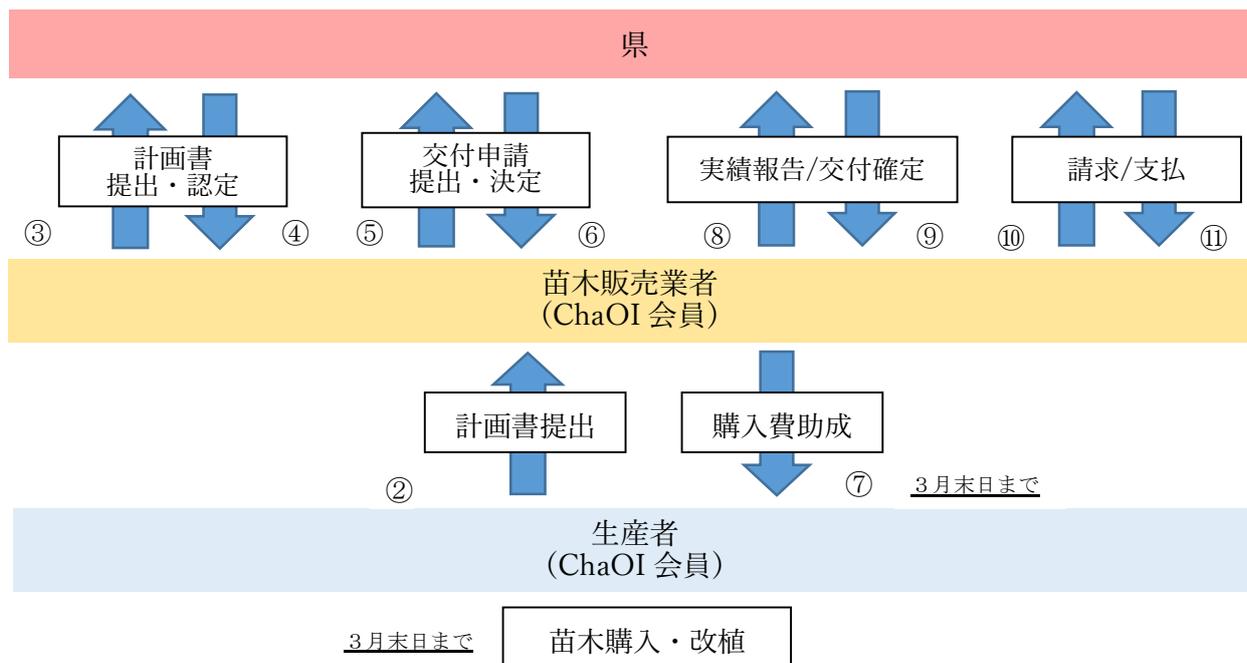
助成対象茶生産者は、公募要領別紙1（有機栽培適性茶品種転換支援事業事業申請書）及び別紙2（有機栽培適性茶品種転換計画）を作成し、茶苗木販売業者へ申請した上でこれに取り組むものとする。

(3) 計画書の提出

事業実施主体である、茶苗木販売業者は、実施要領様式第1号を作成し、公募期間中に知事へ提出する。

(4) 計画書の認定

知事は、前項の規程による計画が適切であると認められる場合、茶苗木販売業者へ事業計画の承認を通知するものとする。



※交付申請から請求までの事業実施については、交付要綱に準ずること。

7 応募書類の提出先

- (1) 茶苗木販売業者
静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班
- (2) 助成対象茶生産者
茶苗木販売業者（該当苗購入先）

8 公募期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月19日（金）17時必着

9 情報の公開等

本事業への応募にあたっては、次の事項について承諾いただくものとします。

- (1) 採択時や事業終了時に、採択された事業主体名のほか、事業計画の概要、事業の実績（成果物の画像等を含む）等について、県及びChaOIフォーラムのホームページで公表すること。
- (2) 事業内容や成果について、県及びChaOIフォーラム事務局等が主催する催事への出展や発行物への記事掲載等に協力を要請する場合があること。

10 注意事項

- (1) 本事業への応募にあたっては、ChaOIプロジェクト推進事業費補助金交付要綱及び同実施要領並びに本公募要領を確認願います。
- (2) 補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類が無ければ補助対象経費として認められません。（支払いが確認できない経費は補助金交付できません。）

11 問合せ先

- (1) 事業制度等に関するお問い合わせ
静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班
電話：054-221-2684
Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp
- (2) 事業実施に関わる相談
茶苗木販売業者（該当苗販売先）